

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	航空券（海外）	市ヶ谷基LPS-Q99002-4	
		承認	令和3年5月10日
		作成	令和3年4月1日
		改正	令和8年3月10日
		作成部隊等名	航空幕僚監部 運用支援・情報部運用支援課

1 適用範囲

この仕様書は、航空券（海外）について規定する。

2 製品に関する要求

2.1 航空券（Eチケット控え）に関する要求

- 日程，発着時刻，移動区間，座席クラス及び人数は，調達要領指定書による。
- 旅行者は，公用旅券又は円滑化協定の枠組みにより渡航する。
- 輸送する人員については，可能な限り同一便で移動する。
- 乗り継ぎについて，a)によるほか特に指定を要する場合は，調達要領指定書による。
- 受託手荷物について，特に指定を要する場合は，調達要領指定書による。
- 航空会社とのトラブル防止のため，当該航空券（Eチケット控え）には，フライト予約情報及び運賃情報（算出根拠）が公示の有無に関わらず，欠かさず記載されていること。
- 航空券の受領検査終了後において，要求元の都合による取消手数料及び変更手数料が発生した場合は，官側が負担する。その際，契約の相手方が手数料の算出根拠を契約担当官に提出する。
- その他特別な事項がある場合は，調達要領指定書による。

2.2 問い合わせ

目的地到着までに発生した問い合わせ等について，土日祝日を含み対応できるものとする。

2.3 公用査証の取得等

公用査証の申請，処置等は，官側において実施する。

3 検査

検査は，関係標準契約条項及び契約担当官の定めるところによる。

4 その他の指示

- 契約の相手方は，この契約で得られた情報を漏えい又は転用してはならない。
- 契約の相手方は，この契約に係る個人情報を他の目的で使用してはならない。
- この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合には，速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	30047
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年5月28日
	作 成 部 課	航空幕僚監部運用支援・ 情報部運用支援課
	作 成 年 月 日	令和8年4月22日
品 名	航空券（海外）	
仕 様 書 番 号	市ヶ谷基LPS-Q99002-4	

指定事項：

2.1 a)

日程，発着時刻，移動区間，座席クラス及び人数は，表1～表18による。

表 1 (No. 1)

行程	日 付	発着時刻	移動区間	座席クラス	人数
1	令和8年8月30日(日)	1200までに出発	発 羽田	エコノミー	15名
		1600までに到着	着 エルパソ		
2	令和8年10月9日(金)	0600以降出発	発 エルパソ	エコノミー	15名
	令和8年10月10日(土)	1700までに到着	着 羽田		

表 2 (No. 2)

行程	日 付	発着時刻	移動区間	座席クラス	人数
3	令和8年8月30日(日)	1200までに出発	発 羽田	エコノミー	13名
		1600までに到着	着 エルパソ		
4	令和8年10月15日(木)	0600以降出発	発 エルパソ	エコノミー	13名
	令和8年10月16日(金)	1700までに到着	着 羽田		

表 3 (No. 3)

行程	日 付	発着時刻	移動区間	座席クラス	人数
5	令和8年9月3日(木)	1200までに出発	発 羽田	エコノミー	16名
		1600までに到着	着 エルパソ		
6	令和8年10月9日(金)	0600以降出発	発 エルパソ	エコノミー	16名
	令和8年10月10日(土)	1700までに到着	着 羽田		

表 4 (No. 4)

行程	日 付	発着時刻	移動区間	座席クラス	人数
7	令和8年9月3日(木)	1200までに出発	発 羽田	エコノミー	2名
		1600までに到着	着 エルパソ		
8	令和8年10月15日(木)	0600以降出発	発 エルパソ	エコノミー	2名
	令和8年10月16日(金)	1700までに到着	着 羽田		

表5 (No. 5)

行程	日付	発着時刻	移動区間	座席クラス	人数
9	令和8年9月13日(日)	1200までに出発	発 羽田	エコノミー	8名
		1600までに到着	着 エルパソ		
10	令和8年9月20日(日)	0600以降出発	発 エルパソ	エコノミー	8名
	令和8年9月21日(月)	1700までに到着	着 羽田		

表6 (No. 6)

行程	日付	発着時刻	移動区間	座席クラス	人数
11	令和8年9月13日(日)	1200までに出発	発 羽田	エコノミー	1名
		1600までに到着	着 エルパソ		
12	令和8年10月6日(火)	0600以降出発	発 エルパソ	エコノミー	1名
	令和8年10月7日(水)	1700までに到着	着 羽田		

表7 (No. 7)

行程	日付	発着時刻	移動区間	座席クラス	人数
13	令和8年9月16日(水)	1700までに出発	発 羽田又は成田	エコノミー	1名
		2200までに到着	着 エルパソ		
14	令和8年9月22日(火)	0600以降出発	発 エルパソ	エコノミー	1名
	令和8年9月23日(水)	1700までに到着	着 羽田又は成田		

表8 (No. 8)

行程	日付	発着時刻	移動区間	座席クラス	人数
15	令和8年8月30日(日)	1200までに出発	発 羽田	エコノミー	1名
		1600までに到着	着 エルパソ		

表9 (No. 9)

行程	日付	発着時刻	移動区間	座席クラス	人数
16	令和8年9月3日(木)	1200までに出発	発 羽田	エコノミー	2名
		1600までに到着	着 エルパソ		

表10 (No. 8、No. 9)

行程	日付	発着時刻	移動区間	座席クラス	人数
17	令和8年10月9日(金)	0600以降出発	発 エルパソ	エコノミー	3名
	令和8年10月10日(土)	1700までに到着	着 羽田		

表11 (No. 10)

行程	日付	発着時刻	移動区間	座席クラス	人数
18	令和8年9月3日(木)	1200までに出発	発 羽田	エコノミー	1名
		1600までに到着	着 エルパソ		
19	令和8年10月6日(火)	0600以降出発	発 エルパソ	エコノミー	1名
	令和8年10月7日(水)	1700までに到着	着 羽田		

表 1 2 (No, 11)

行程	日 付	発着時刻	移動区間	座席クラス	人数
2 0	令和8年9月13日(日)	1700までに出発	発 羽田又は成田	ビジネス	1名
		2200までに到着	着 エルパソ		
2 1	令和8年9月22日(火)	0600以降出発	発 エルパソ	ビジネス	1名
	令和8年9月23日(水)	1700までに到着	着 羽田又は成田		

表 1 3 (No, 11)

行程	日 付	発着時刻	移動区間	座席クラス	人数
2 2	令和8年9月13日(日)	1700までに出発	発 羽田又は成田	エコノミー	61名
		2200までに到着	着 エルパソ		
2 3	令和8年9月22日(火)	0600以降出発	発 エルパソ	エコノミー	61名
	令和8年9月23日(水)	1700までに到着	着 羽田又は成田		

表 1 4 (No, 12)

行程	日 付	発着時刻	移動区間	座席クラス	人数
2 4	令和8年9月27日(日)	1200までに出発	発 羽田	ビジネス	1名
		1600までに到着	着 エルパソ		
2 5	令和8年10月6日(火)	0600以降出発	発 エルパソ	ビジネス	1名
	令和8年10月7日(水)	1700までに到着	着 羽田		

表 1 5 (No, 12)

行程	日 付	発着時刻	移動区間	座席クラス	人数
2 6	令和8年9月27日(日)	1200までに出発	発 羽田	エコノミー	61名
		1600までに到着	着 エルパソ		
2 7	令和8年10月6日(火)	0600以降出発	発 エルパソ	エコノミー	61名
	令和8年10月7日(水)	1700までに到着	着 羽田		

表 1 6 (No, 13)

行程	日 付	発着時刻	移動区間	座席クラス	人数
2 8	令和8年9月7日(月)	1700までに出発	発 羽田又は成田	エコノミー	1名
		2200までに到着	着 エルパソ		
2 9	令和8年9月22日(火)	0600以降出発	発 エルパソ	エコノミー	1名
	令和8年9月23日(水)	1700までに到着	着 羽田又は成田		

表 1 7 (No, 14)

行程	日 付	発着時刻	移動区間	座席クラス	人数
3 0	令和8年9月16日(水)	1700までに出発	発 羽田又は成田	ビジネス	1名
		2200までに到着	着 エルパソ		
3 1	令和8年9月22日(火)	0600以降出発	発 エルパソ	ビジネス	1名
	令和8年9月23日(水)	1700までに到着	着 羽田又は成田		

表 1 8 (No, 14)

行程	日 付	発着時刻	移動区間	座席クラス	人数
3 2	令和8年9月16日(水)	1700までに出発	発 羽田又は成田	エコノミー	2名
		2200までに到着	着 エルパソ		
3 3	令和8年9月22日(火)	0600以降出発	発 エルパソ	エコノミー	2名
	令和8年9月23日(水)	1700までに到着	着 羽田又は成田		

日付及び時間は、それぞれ現地時間とする。

2.1 c)

表 1 2 と表 1 3, 表 1 4 と表 1 5, 表 1 7 と表 1 8 は同一便とする。

2.1 d)

- a) 乗り継ぎ回数は、1回までとする。
- b) 乗り継ぎがある場合、羽田空港利用時（往復）はダラス空港を経由、成田空港利用時（往復）はデンバー空港を経由する。その際、乗り継ぎに必要な時間（2時間以上、6時間以内）を確保するものとする。
- c) 各日の出発空港は上記のとおりとし、往路において羽田空港を利用する場合、日本時間の11時までに出発、エルパソ空港へは現地時間の16時までには到着、成田空港を利用する場合、日本時間の18時までに出発、エルパソ空港へは現地時間の23時までには到着するものとする。また、復路において羽田空港を利用する場合、エルパソ空港を現地時間の6時までに出発、羽田空港へは日本時間の16時までには到着、成田空港を利用する場合、エルパソ空港を現地時間の7時までに出発、成田空港へは日本時間の16時までには到着するものとする。

2.1 e)

受託手荷物は、1名につき2個まで（1個当たり最大23Kg）を限度とし、運賃に含むものとする。また、羽田及び成田～エルパソ間（往復）は搭乗者及び受託手荷物が同一機であるものとする。

2.1 h)

- a) 羽田空港、成田空港、経由地の空港及びエルパソ空港において、専任スタッフにより派遣要員の搭乗手続き、搭乗誘導案内を行うものとし、旅程の変更等が発生した場合は、現地及び日本において24時間対応できるものとする。
- b) 羽田空港及び成田空港（往路）においては出国審査後、経由地の空港及びエルパソ空港においては空港内に、全派遣要員分の待機場所を確保するものとする。
- c) 発券後、往路及び復路の日付及び時間の変更が可能であるものとする。

以下余白